

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、自らのクリエイティブ魂に火をつけ、プロダクト及びサービスを通じて顧客体験価値を最大化し、クリエイティブな炎を燃え上がらせるこことを体現することを目指し、Mission「クリエイティブ魂に火をつける」を掲げ、企業の継続的な発展と株主価値向上のため、コーポレート・ガバナンスに関する体制の強化と経営理念の推進を経営の最重要課題としております。また、当社では、社外取締役(2名)及び社外監査役(3名)により取締役会の監督機能を高め、経営の健全性・透明性の確保に努めております。

今後も、取締役及び全従業員が法令・定款を遵守し、健全な社会規範のもとにその職務を遂行し、リスク管理、監督機能の強化を図り、経営の健全性・透明性を高めていく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】

英語版の招集通知のHP上への掲載については、国内外の機関投資家の比率や導入に係るコスト、導入によるメリット等を勘案して、現時点での対応は不要と考えております。

【補充原則1-2-5】

当社は、株主総会における議決権は、信託銀行等の名義で株式保有する機関投資家等の実質株主を特定することができないことから、株主名簿上に記載又は記録されている者が有しているものとして、実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則認めておりません。

今後につきまして、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の株主総会への出席に関わる検討・整備に努めていきます。

【補充原則4-1-3】

当社取締役会は、最高経営責任者である代表取締役社長の後継者のプランニングについて現時点では定めておりません。人格・知識・経験・実績等を勘案して取締役会で協議の上、選定することとしており、プランニングについては今後の検討課題といたします。

【原則4-9】

当社は、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考に独立取締役を選任しており、当社独自の判断基準は定めておりません。今後、当社独自の独立性判断基準の策定を検討してまいります。

【原則4-11-1】

当社の取締役会は、当社の各業務の分野に精通した社内取締役及びものづくりに精通した社外取締役で構成されています。現状において、取締役会の全体のとしての知識・経験・能力のバランスに問題ないものと考えておりますが、具体的方針の策定及び開示に関しては今後の検討課題といたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

当社では、原則としていわゆる政策保有株式を保有しないことを基本方針といたします。現状において政策保有株式を保有していません。

【原則1-7】

当社は、関連当事者取引について、取引を行うこと自体に対する合理性があり、取引条件の妥当性があることが担保され、グループの利益が損なわれる状況にないもの以外は、これを行わないことを基本方針としております。関連当事者との取引を開始する際には、上記内容が担保されているかを慎重に判断し、会社法並びに当社裏議規程、職務権限規程に則り、取締役会決議等の決裁を受けることとしております。また、役員に対し定期的に関連当事者間の取引の有無を確認しており、有価証券報告書で開示しております。

【原則2-6】

当社には企業年金基金制度はありません。

【原則3-1】

(1)当社のMissionは、当社ホームページに開示しています。経営戦略・計画については、決算説明資料や会社説明資料、当社ホームページ等に開示しています。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針はコーポレートガバナンス報告書に開示しています。

(3)経営陣幹部・取締役の報酬体系等に関しては、月額定額報酬・単年度業績連動報酬を基本としており、報酬額は株主総会で承認された範囲内で取締役会において決議しております。

(4)経営陣幹部の選解任と取締役及び監査役候補者の指名を行うに当たっては、当社のMission、経営戦略をもとに、その経験、見識、専門性などを総合的に評価・判断して取締役会で決定します。また、経営陣幹部の解任に当たっては、職務執行上不正または法令等の違反があった場合に取締役会の決議をもって解任し、取締役及び監査役の解任に当たっては、上記解任理由に加え、取締役あるいは監査役の選定基準を満たさなくなった場合に、解任理由を明らかにしたうえで取締役会にて決議し、株主総会に付議することとしております。

(5) 各社外役員候補者の選任理由については、株主総会招集通知において開示しています。

【補充原則4-1-1】

取締役会、稟議等で意思決定すべき事項については重要性の度合いに応じて詳細な付議基準を定め、取締役会の決議事項以外の内容については、稟議による社長決裁に委任しております。また、業務執行責任者および部門長の職務権限、職務分掌等についても、社内規程により明確化しており、組織変更等に応じて、常に見直しがなされる仕組みを構築しています。

【補充原則4-11-2】

社外取締役をはじめ、取締役および監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役および監査役の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めています。なお、その兼任の状況は、事業報告及び有価証券報告書に開示しております。

【補充原則4-11-3】

当社は、取締役会を原則毎月開催し、重要案件を漏れなく適時・適切に審議・報告しております。社外取締役・社外監査役に対しては、原則として事前に、取締役会事務局から議案の内容及び議案の背景となる当社の事業状況に対する個別の説明を実施しております。このような事前の説明により、社外取締役・社外監査役の理解が促され、取締役会で活発な議論や十分な検討につながっております。

【補充原則4-14-2】

当社では、各取締役・各監査役の選任に際し、その人格、能力、知識及び経験等を勘案して、当社役員にふさわしいかを判断しているため、役員として必要な素養・知見は有しているものと判断しております。各取締役・各監査役は独自の判断で業務及び取締役・監査役としての必要な知識の習得を継続的に行っているため、当社としては必要に応じて費用の支援を行っております。社外取締役及び社外監査役に対しては、当社グループの事業・課題の理解を深めることを目的として、隨時当社グループの事業・課題に関する説明会や全体会議へ参加する機会を設けております。

【原則5-1】

当社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主等との建設的な対話を重視しており、代表取締役社長及びIR担当執行役員並びに経営企画部を中心に様々な機会を通じて株主や投資家との対話を持つように努めています。なお、IR担当執行役員の管掌部門に経理・財務部門を含めているため、会計数値の取りまとめと開示資料の作成機能が有機的に連携する体制となっております。

現在のところ、社長が出席する決算説明会を年に2回開催しているほか、四半期決算発表後から次の四半期決算期末までの約1か月半の間国内外の機関投資家とのミーティング(電話取材への対応を含む)を実施するほか、シンガポール、香港等で開催されるIRカンファレンスに参加することで、海外機関投資家との対話も積極的に行っております。ただ、足元では新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、決算説明会や海外IRカンファレンス等の中止を余儀なくされますが、決算説明の動画配信やオンラインでの海外投資家との面談設定等、代替策を実施しております。

それらの結果は、適宜、取締役会に報告しています。なお、株主との対話に際してはインサイダー情報の漏洩防止を徹底しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|-----------|-------|
| A01株式会社 | 5,312,000 | 33.64 |
| 樋口 敦士 | 3,604,500 | 22.83 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 934,200 | 5.92 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 627,500 | 3.97 |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE - AC) | 498,600 | 3.16 |
| 北村 和順 | 472,000 | 2.99 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) | 185,900 | 1.18 |
| Hamee従業員持株会 | 174,400 | 1.10 |
| Monex Boom Securities (H.K.) Limited - Clients' Account | 160,000 | 1.01 |
| BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD | 139,800 | 0.89 |

支配株主(親会社を除く)の有無

樋口 敦士

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

| | |
|---------------------|-----------------|
| 決算期 | 4月 |
| 業種 | 小売業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 [\[更新\]](#)

当社の代表取締役社長である樋口敦士は、総株主の議決権の過半数を所有する資産管理会社並びに近親者の持ち分と合わせ、当社の総株主の議決権の56.47%を保有しております、支配株主に該当しております。

当該支配株主との取引については、取引を行うこと自体に対する合理性(事業上の必要性)があること、及び取引条件の妥当性(他の取引先と同等の条件であり、個別にその条件の妥当性が確認できる)があることが担保され、グループの利益が損なわれるおそれがないことを慎重に判断し、当該条件を満たさない場合、これを行わないことを基本方針としております。

支配株主との間で取引等を行う場合は、取引開始に際して、社外取締役2名及び社外監査役3名が参加する当社取締役会での十分な審議及び決議をもって意思決定し、当社及び少数株主の不利益にならないよう努めてまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|---|--------|
| 定款上の取締役の員数 更新 | 8名 |
| 定款上の取締役の任期 | 2年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 更新 | 8名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 2名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j |
| 高木 友博 | 学者 | | | | | | | | | | |
| 吉野 次郎 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d. e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|--------------|--|
| 高木 友博 | | - | <p>大学教授としての経験と幅広い知見、情報処理分野における研究者としての高い専門性を有しており、その経験や知見を当社経営の様々な側面において、独立した立場で活かしていただくためであります。</p> <p>上記独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定いたしました。</p> |

| | | |
|----------------------------|----|---|
| 吉野 次郎 | - | 大手広告代理店勤務で培ったマーケティング及びプランディングに関する幅広い知見、多種多様なビジネスモデルにおけるアドバイザリー経験並びに産官学にまたがる広い人脈を有しております、その経験や知見を当社経営の様々な側面において、独立した立場で活かしていただけます。 |
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし | 上記独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定いたしました。 |

【監査役関係】

| | |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 4名 |
| 監査役の人数 | 3名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査責任者は、月次で内部監査連絡会を実施することで、日ごろから情報を共有し、連携をとりながら、効果的かつ効率的な監査を進めております。また、監査役及び内部監査責任者は、定期的に監査法人と面談し、また必要に応じて随時意見交換及び指摘事項の改善状況の確認等を行っております。

| | |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 3名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 1名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|--------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 関野 いづみ | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 金島 秀人 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 本行 隆之 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|--------|------|--------------|---|
| 関野 いづみ | - | | 監査法人及び事業会社において長年に渡り経理・会計・監査実務に携わるなど、豊富な経験と知識を有しており、常勤監査役として独立した立場で監査を遂行できると判断したためであります。 |
| 金島 秀人 | - | | 企業経営者としての豊富な経験と知識を有しており、グローバルな見地から当社の経営に関する監査を遂行できると判断したためであります。 |
| 本行 隆之 | - | | 公認会計士としての豊富な経験と幅広い知識から中立的かつ専門的な監査を遂行できると判断したためであります。 |

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 [更新](#)

ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。
またストックオプション制度に加え、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員を対象にストックオプションを付与しております。付与数に関しましては、役職、勤続年数、会社への貢献度等を総合的に勘案して決定しております。
また譲渡制限付株式報酬につきましては取締役(社外取締役を除く)に対して、中期経営計画の進捗状況、株価推移等を考慮し、株主総会で承認を得た範囲で付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役の報酬等はそれぞれを総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、各役員の報酬額は、複数の独立社外取締役が出席する取締役会から授権された代表取締役が、会社の業績及び経済情勢、各人の地位、経歴、実績などを総合的に勘案して決定しております。
なお、決定にあたっては、代表取締役が策定した報酬案を社外取締役及び社外監査役に提示し、社外取締役において会社の業績及び経済情勢等を勘案して妥当性を検証しており、監査役会は決定プロセスを確認しております。
監査役については監査役会で協議の上、個別報酬額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の業務については、適宜管理部門にてサポートを行っております。また、社外監査役は隨時内部監査担当者、各部門、会計監査人との情報交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会

取締役会は取締役8名(うち社外取締役2名)で構成され、経営方針等の経営に関する重要事項並びに法令で定められた事項を決定するとともに、業務執行状況の監督を行っております。また、取締役会は月1回定期的に開催され、月次業績報告及び必要に応じて担当取締役より業務報告が実施されております。なお、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

2. 監査役会

当社の監査役会は監査役3名で構成されており、全員が社外監査役であります。うち1名は常勤監査役であり、また、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役を1名含んでおります。監査役会は、監査実施状況の情報共有と法定事項の決議を目的とし、月1回及び必要に応じて開催されております。監査役は監査役会で定められた監査方針、監査計画に基づき、取締役会への出席や、業務・財産の状況等の調査を通じ取締役の職務執行の監査を行っております。

3. 執行役員会議

執行役員会議は、取締役、監査役、執行役員の幹部社員で構成されており、業務の執行状況や経営に関する重要事項を報告又は協議して、関係者間の情報共有と意見調整を図り、経営の意思決定の効率性と妥当性を確保しております。

4. 会計監査

当社はEY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けておりますが、同有限責任監査法人及び当社監査に従事する同有限責任監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はございません。また、当社は、同有限責任監査法人を会社法上の会計監査人として選任しております。

5. 内部監査

内部監査機能に関しましては、代表取締役社長直轄の組織として社長室を設置し、社長室長が監査役と連携のもと、各種会議等の場や、各部門のマネージャー等に個別にヒアリング等を実施し、業務の改善に向けた具体的な助言、勧告を行うなど、独立した体制のもとで各部門の内部監査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、株主に対する説明責任を果たすために、迅速かつ適切な情報開示の実施と経営の透明性の確保を重視しており、変化の早い経営環境に対応して、迅速な意思決定および業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営監視体制の充実を図ることを目的として、上記のガバナンス体制を実施しております。

3名の社外監査役を選任し、独立・公正な立場から当社の業務執行を監査する体制をとることで、透明性の高いガバナンス体制を維持できると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| 補足説明 | |
|--|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 決算業務の早期化を図り、招集通知の早期発送に取り組んでまいります。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 当社は4月決算であるため、集中日に株主総会を開催する懸念は少ないものと認識しておりますが、実際の開催に関しましても、集中日を避けるよう留意してまいります。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | インターネットによる議決権の行使を可能としております。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 株式会社I CJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。 |

2. IRに関する活動状況 更新

| 補足説明 | | 代表者 自身による説明の有無 |
|-------------------------|---|-------------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 当社IRサイトにおいて掲載しております。 | |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 年間2回を目安として、個人投資家向け会社説明会の開催及びIRフェア等への参加により、個人への会社説明の機会を確保するよう努めてまいります。足元の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、決算説明会開催の代わりに、動画配信等の代替策を実施しております。 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 本決算及び第2四半期決算発表後(年2回以上)に、決算説明会を開催いたします。足元の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、決算説明会開催の代わりに、動画配信等の代替策を実施しております。 | あり |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催 | 海外投資家からのIR面談依頼に対しての個別面談や、国内外で実施される各種カンファレンスへ参加しております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 決算情報、適時開示・任意開示情報、決算説明会にて使用した資料等は、当社IRサイトにて掲載しております。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | IRに関する業務は、経営企画部にて担当いたします。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

| 補足説明 | |
|---------------------------|--|
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | お客様に提供するプロダクトやサービスを、国際連合が掲げる持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)の達成に寄与していくとともに、事業活動を支える環境、社会、ガバナンス(Environment, Social, Governance: ESG)に対応したESG経営の構築に向けて事業を推進しております。詳細は当社サステナブルページに掲載しております。 https://hamee.co.jp/csr |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | ディスクロージャーポリシーを当社IRサイトに掲載しております。当社はステークホルダーに対し、IRサイトにおける動画配信や、決算発表後における株主説明会を通じ、適時適切に、かつ積極的に情報を提供する機会を設けていく方針です。 |

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムに関する基本方針」を定め、当該基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

1.当社グループにおける取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、法令を遵守することはもとより、高い倫理観を持って事業を運営していくため、以下の取り組みを行う。

1)社員就業規則等において、事業を適正かつ効率的に運営するため、誠実に法令、規程及び通達を遵守し、全力をあげてその職務の遂行に専念すべき義務を定める。

2)企業倫理については、コンプライアンスマニュアルを策定し、全ての役員及び社員に対して、企業倫理に関する具体的行動指針とする。

3)企業倫理の責任を明確化し、企業倫理の確立、コンプライアンス意識の醸成、綱紀の保持のため、当社グループ全体のコンプライアンスを統括するコンプライアンス担当役員が、執行役員会議において報告を行う。重要な事項がある場合は、取締役会において報告を行う。

4)より風通しの良い企業風土の醸成に努め、法務部を窓口として社内に内部通報窓口、社外にコンプライアンス相談・通報窓口を設置し、法令違反またはその恐れのある事実の早期発見に努める。

5)取引基本契約書に反社会的勢力の排除条項を規定し、反社会的勢力とは一切の取引を行わない旨を定める。また、反社会的勢力の主管部署を法務部と定め、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定の上、必要に応じて警察等の外部専門機関と緊密に連携する。

2. 当社グループにおけるリスクマネジメントに関する規程その他の体制

当社は、当社グループのリスクについて適切にマネジメントするため、以下の取り組みを行う。

1)リスクマネジメントの基本的事項を定め適正かつ効率的な業務運営を行うため、リスク管理規程を策定する。

2)リスクマネジメントに関して、当社グループ全体のリスク管理を統括するリスク管理担当役員が、執行役員会議において報告を行う。重要な事項がある場合は、取締役会において報告を行う。

3)リスクマネジメントを行うため、法務部が発生事案についてリスク分類を行い、執行役員会議において当該リスクの管理方法について協議を行う。

3. 当社グループにおける取締役の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制

当社グループは、取締役の適切な責任分担と監督体制により効率的な事業運営を行うため、以下の取り組みを行う。

1)組織の構成と各組織の所掌業務を定める組織管理規程及び権限の分掌を定める職務権限規程を策定する。

2)当社取締役会の効率的な運営に資することを目的に、取締役、執行役員等によって構成される執行役員会議を設置し、当社グループの業務執行状況や経営に関する重要事項を報告又は協議して、関係者間の情報共有と意見調整を図り、経営の意思決定の効率性と妥当性を確保する。

3)取締役会規則を定め、原則月1回開催される取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行う。

4.取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に関する情報の管理を行い、適正かつ効率的な事業運営に資するため、以下の取り組みを行う。

1)取締役および使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令および「文書保管管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。

2)個人情報については、法令および「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

5.当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループ会社間の取引については法令に従い適切に行なうことはもとより、当社グループが適正な事業運営を行ない、グループとしての成長・発展に資するため、以下の取り組みを行う。

1)「危機管理マニュアル」を制定し、当該マニュアルに基づいて危機発生時の本社への連絡体制を整備する。

2)不祥事等の防止のための社員教育を実施する。

3)「情報セキュリティ方針」を制定し、情報セキュリティに関する体制を整備する。

4)プライバシーマークに基づき、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備する。

5)本社へ定期的に財務状況等の報告を行う。

6)本社の内部監査部門等による監査を実施する。

6. 監査役の職務を補助すべき社員に関する事項及びその社員の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の監査が実効的に行われる事を確保するため、監査役の職務を補助すべき社員について以下の取り組みを行う。

1)監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務補助のための能力と知識を備えた使用者を配置する。

2)監査役の職務を補助する使用者の職務については、取締役からの指示、命令を受けないこととし、人事に関しては、監査役会の同意を得た上で決定するものとする。

7. 当社グループの取締役及び社員が監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われる事を確保するための体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われる事を確保するため、当社グループの取締役及び社員が職務執行に関する重要な事項について監査役に報告するなど、以下の取り組みを行う。

1)当社グループの取締役等から職務執行等の状況について以下の項目について報告する。

(1)執行役員会議で報告された事項

(2)会社に著しい損害を及ぼした事項および及ぼすおそれのある事項

(3)月次決算報告

(4)内部監査の状況

(5)法令・定款等に違反するおそれのある事項

(6)内外通報窓口への通報状況

(7)上記以外のコンプライアンス上重要な事項

2)当社は、当社監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び社員に対し当該報告を行ったことを理由として、不利な扱いを行わないものとする。

3)監査役の求めに応じ、代表取締役、会計監査人、内部監査部門等は、それぞれ定期的及び隨時に監査役と意見交換を実施する。

4)監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席することができる。

5)監査役は、独自に外部の専門家と契約し監査業務に関する助言を受けることができる。

6)監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「コンプライアンス行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する、関係遮断を徹底することを基本方針としております。

当社は、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、上記基本方針のもと、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。また、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」において、反社会的勢力による民事介入暴力が発生した場合の対応を定めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は現在、買収防衛策の導入予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



